



おくやみ ハンドブック

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

こちらは、今後必要な手続きについての案内です。

市役所での手続きについては、必要なものを確認のうえ、
担当窓口へお越しください。不明点などがございましたら、
事前に各担当課へお問い合わせください。

なお、市役所以外の手続きについても、主なものを案内して
おりますので、ご利用ください。

～摂津市～

目 次

1. ご遺族に持参いただく主な持ち物……………	1
2. 市役所で行う主な手続き……………	2
3. 市役所以外で行う主な手続き ……	1 1
4. 亡くなられた方の住民票の除票、戸籍謄抄本について……	1 3
5. よくある質問 ……	1 5
6. 委任状様式（見本）……………	1 6
7. 庁舎案内マップ ……	1 7

1. ご遺族に持参いただく主な持ち物

手続きの際、手続きに来られた方の本人確認を行っています。

来庁の際は、本人確認ができる書類を必ずお持ちください。

〈本人確認〉

☐ お越しいただく方の本人確認書類

①本籍地が摂津市以外の戸籍を請求する場合（広域交付）

・官公署発行の写真付きのもの

※運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど

②本籍地が摂津市の戸籍を請求する場合

・官公署発行の写真付きのものは1点

※運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど

・写真付きでないものは2点

※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳など

〈その他必要となるもの〉

☐ 預金通帳またはキャッシュカード

☐ 委任状（戸籍、住民票などを代理人が請求する場合）

☐ その他担当課から事前に案内があった書類や印鑑など

※ 亡くなられた方に関する手続き、持ち物など詳細については、
次ページ以降を参照ください。

※ 火葬がお済みの方は、既に死亡届が市区町村窓口へ提出されて
います。

2. 市役所での主な手続き

状況によって、必要書類や手続きが異なる場合があります。

詳しくは、担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先：摂津市役所

TEL 06-6383-1111

担当課（係）名をお伝えください。

(1)住民登録

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
□ ／	世帯主の変更 * 手続きの期限 * 速やかに	《手続き内容》 3人以上の世帯で、世帯主が亡くなられた場合は、新たに世帯主を決めていただく必要があります。世帯主が決まっていない場合、その世帯の住民票発行ができません。 ※2人世帯で世帯主が亡くなられた場合は、自動的にもう1人の方が世帯主となるので、届出は不要です。 《持ち物》 □来庁者の本人確認書類 □委任状（別世帯の方が手続きする場合）	新館1階 市民課 住民記録係 ⑥番窓口
□ ／	印鑑登録証 住民基本台帳カード * 手続きの期限 * なし	亡くなられた時点でカードは失効します。市役所へお越しの際に返納してください。	
□ ／	マイナンバーカード 通知カード * 手続きの期限 * なし	金融機関、保険などの各種手続きに、亡くなられた方のマイナンバーカードまたは通知カードの提示を求められる場合があります。 全ての手続きが完了した後、返納してください。	新館1階 市民課 住民記録係 ⑤番窓口
□ ／	住民票の除票・戸籍 謄抄本の請求 * 手続きの期限 * なし	詳しくは13ページ「4.亡くなられた方の住民票の除票、戸籍謄抄本について」を参照ください。 ※郵送での請求方法については、担当課へお問い合わせください。 ※戸籍の内容については、戸籍係⑦番窓口へお問い合わせください。	新館1階 市民課 住民記録係 ②番窓口

(2)国民健康保険・後期高齢者医療制度・年金

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
□ ／	国民健康保険の脱退 * 手続きの期限 * 亡くなられた日から 14日以内	《手続き内容》 国民健康保険脱退手続きが必要です。 《持ち物》 □来庁者の本人確認書類 (国保加入者の場合は国民健康保険被保険者証) □亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 □亡くなられた方の高齢受給者証(70歳～74歳までの方のみ) ※注意事項 世帯主が亡くなられた場合で世帯員の中に摂津市国民健康保険加入者がいる場合、国保年金課で世帯主の変更手続きも必要です。	新館1階 国保年金課 国民健康保険係 ⑬番窓口
□ ／	国民健康保険の 葬祭費支給申請 * 手続きの期限 * 葬儀を行った日の翌 日から起算して2年 以内	《手続き内容》 国民健康保険被保険者の方が亡くなられ葬儀を執り行った際、葬儀費用を支払った方に対し申請に基づき5万円を支給します。 《持ち物》 □葬儀の領収書(斎場使用許可証、埋火葬許可証でも可能) □振込先口座の分かるもの ※注意事項 ①原則申請受付月の翌月最終木曜日に支給します。 ②葬儀ではなく、お別れの会や火葬・埋葬のみを執り行った場合でも支給可能です。 ③郵送でも申請可能です。申請方法などの詳細は担当課へお問い合わせください。	新館1階 国保年金課 国保医療係 ⑬番窓口

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
□ ／	後期高齢者医療の 脱退 * 手続きの期限 * 亡くなられた日から 14日以内	《手続き内容》 後期高齢者医療脱退手続きが必要です。 《持ち物》 □亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ※注意事項 世帯主が亡くなられた場合で世帯員の中に摂津市国民健康保険加入者がいる場合、国保年金課で世帯主の変更手続きも必要です。	新館 1 階 国保年金課 年金高齢医療係 ⑫番窓口
□ ／	後期高齢者医療の 葬祭費支給申請 * 手続きの期限 * 葬儀を行った日の翌 日から起算して 2 年 以内	《手続き内容》 後期高齢者医療被保険者の方が亡くなられ葬儀を執り行った際、葬儀費用を支払った方に対し申請に基づき 5 万円を支給します。 《持ち物》 □葬儀の領収書 □振込先口座の分かるもの ※注意事項 ①原則申請受付月の翌月末に大阪府後期高齢者医療広域連合から振り込まれます。 ②葬儀ではなく、お別れの会や火葬・埋葬のみを執り行った場合でも支給可能です。 ③郵送でも申請可能です。申請方法などの詳細は担当課へお問い合わせください。	
□ ／	国民年金の 未支給年金請求 * 手続きの期限 * 年金の支払日の翌月 の初日	詳しくは担当課へお問い合わせください。	新館 1 階 国保年金課 年金高齢医療係 ⑪番窓口
□ ／	遺族年金 * 手続きの期限 * 年金事務所へお問 合わせください	詳しくは、吹田年金事務所へお問い合わせください。 → 12 ページを参照ください。	

(3)福祉（高齢介護・障害福祉など）

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
□ ／	介護保険被保険者証 * 手続きの期限 * なし	≪手続き内容≫ 介護保険被保険者証の返還 ≪持ち物≫ □介護保険被保険者証 ※注意事項 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、介護保険被保険者証と共にご持参ください。	本館 1 階 高齢介護課 介護保険係 ㊟番窓口
□ ／	転送先の設定 （※希望者のみ） * 手続きの期限 * なし	≪手続き内容≫ 介護保険関係書類の送付先の変更 ≪持ち物≫ □申請者の本人確認書類	
□ ／	高額介護（予防） サービス費支給の振 込先変更 （※対象者のみ） * 手続きの期限 * 高額介護サービス費 が発生する利用月か ら 2 年以内	≪手続き内容≫ 高額介護（予防）サービス費支給先口座の変更 ≪持ち物≫ □相続人の通帳 □相続人の印鑑 ※注意事項 相続人が複数人いる場合は記入用紙を一旦お持ち帰りいただくことがあります。	
□ ／	家族介護用品給付券 （紙おむつ等） * 手続きの期限 * 速やかに	≪手続き内容≫ おむつ券の返還 ≪持ち物≫ □家族介護用品給付券	本館 1 階 高齢介護課 高齢福祉係 ㊟番窓口
□ ／	家賃助成 * 手続きの期限 * 速やかに	≪手続き内容≫ 登録の変更、廃止 ≪持ち物≫ □相続人の通帳 □相続人の印鑑 □家賃の領収書(未支給分)	

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
□ ／	認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワーク * 手続きの期限 * なし	登録の廃止	本館 1 階 高齢介護課 高齢福祉係 ②⑤番窓口
□ ／	福祉電話の返還 * 手続きの期限 * 速やかに	《手続き内容》 福祉電話の返還 《持ち物》 貸与している福祉電話 ※来庁できない場合は、電話にて連絡をお願いします。	
□ ／	緊急通報装置 * 手続きの期限 * 速やかに	緊急通報装置返還のご案内	
□ ／	訪問理美容サービス出張費助成 * 手続きの期限 * 速やかに	《手続き内容》 助成券を返還 《持ち物》 訪問理美容サービス出張費助成券	
□ ／	老人はり・きゅう・マッサージ施術費助成 * 手続きの期限 * 速やかに	《手続き内容》 助成証明書を返還 《持ち物》 老人はり・きゅう・マッサージ施術費助成証明書綴	

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
☐	重度障害者医療証	《手続き内容》 医療証の返還	本館 1 階 障害福祉課 ②③番窓口
／	* 手続きの期限 * 速やかに	《持ち物》 ☐ 医療証原本	
☐	身体障害者手帳	《手続き内容》	
／	療育手帳 精神保健福祉手帳	各障害者手帳の返還	本館 1 階 生活支援課 ②②番窓口
	* 手続きの期限 * 速やかに	《持ち物》 ☐ 各障害者手帳原本	
☐	特別児童扶養手当	受給資格喪失の手続きが必要です。	
／	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当		
	* 手続きの期限 * 速やかに		
☐	生活保護受給中の方	《手続き内容》	本館 1 階 生活支援課 ②②番窓口
／	* 手続きの期限 * 速やかに	生活保護受給中の方が亡くなられたときは、世帯主 または世帯員変更の手続きが必要です。	
		《持ち物》 ☐ 死亡届の写し	

(4)税金

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
☐	原動機付自転車など	1 2 5 cc以下の原動機付自転車などの所有者が亡く	新館 2 階 市民税課 税制総務係 ③②番窓口
／	の廃車・名義変更	なられたときは、廃車や名義変更が必要です。	
	* 手続きの期限 * 亡くなられた日から 1 5 日以内		

(5)子育て・教育

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
□ ／	児童手当 ＊手続きの期限＊ 亡くなられた方が受給者の場合、受給者変更の手続きは、亡くなられた日から15日以内	《手続き内容》 ・亡くなられた方が受給者の場合 …受給者変更及び未支払分の請求 ・亡くなられた方が受給対象児童の場合 …額改定手続 《持ち物》 —受給者変更の場合— □申請者の印鑑 □児童名義の口座がわかるもの □新しい受給者の健康保険証の写し（国家公務員共済組合の方・地方公務員共済組合の方のみ） □新しい受給者名義の口座がわかるもの ※注意事項 児童が複数いる場合、口座は一人分で構いません。	新館 6 階 こども政策課 給付係 ⑥4番窓口
□ ／	児童扶養手当 ＊手続きの期限＊ 速やかに	《手続き内容》 ・保護者が亡くなられたことで受給資格が発生する場合 …児童扶養手当申請 ・亡くなられた方が既受給対象者の場合 …児童扶養手当消滅又は変更 《持ち物》 —申請の場合— ※場合によって異なるため、来庁時にご説明します。 —消滅、変更の場合— □児童扶養手当証書 ※注意事項 遺族年金額や申請者の所得額などによって制度を受けられない場合があります。事前に担当課へご相談ください。	

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
□ ／	子ども医療証 * 手続きの期限 * 速やかに	≪手続き内容≫ ・ 亡くなられた方が保護者の場合 …保護者変更 ・ 亡くなられた方が18歳以下の児童の場合 …子ども医療証の返還 ≪持ち物≫ □子ども医療証	新館6階 こども政策課 給付係 ⑥4番窓口
□ ／	ひとり親家庭医療証 * 手続きの期限 * 速やかに	≪手続き内容≫ ・ 保護者が亡くなられたことで資格が発生する場合 …ひとり親家庭医療費助成申請 ・ 亡くなられた方が既資格対象者の場合 …ひとり親家庭医療証の返還又は変更 ≪持ち物≫ □子ども医療証又はひとり親家庭医療証 ※注意事項 申請者の所得額によって制度を受けられない場合があります。事前に担当課へご相談ください。	
□ ／	保育施設入園・施設 等利用給付認定 * 手続きの期限 * 速やかに	保護者または児童が亡くなられたときは、手続きが必要です。	新館6階 保育教育課 ⑥5番窓口
□ ／	就学事務 * 手続きの期限 * 速やかに	保護者または児童生徒（小・中学生）が亡くなられたときは、手続きが必要です。	新館6階 学校教育課 ⑥2番窓口

(6)くらし

チェック	主な手続き	手続き内容・持ち物など	担当課・窓口
□ ／	市営墓地承継手続き * 手続きの期限 * 使用者が死亡した日から起算し 5 年を経過するまで	市営墓地使用者が亡くなられたときは、墓地承継手続きが必要です。	新館 1 階 市民課 管理係 ⑧番窓口
□ ／	農地もしくは森林の相続の届出 * 手続きの期限 * 亡くなられた日から 10 か月以内	相続により農地もしくは森林の権利を取得した場合は、農地もしくは森林の所在する市町村に届出が必要です。	新館 4 階 農業委員会事務局 (産業振興課農政係)
□ ／	飼犬の登録事項変更届出 * 手続きの期限 * 亡くなられた日から 30 日以内	飼犬登録者が亡くなられたときは、飼主変更の届出が必要です。	新館 4 階 環境政策課 ④番窓口
□ ／	浄化槽管理者変更報告書 * 手続きの期限 * 亡くなられた日から 30 日以内	浄化槽の管理者となられている方が亡くなられたときは、管理者変更の報告が必要です。	新館 4 階 環境政策課 ④番窓口
□ ／	し尿くみ取り関係手続 * 手続きの期限 * 速やかに	し尿くみ取り世帯の世帯主が亡くなられたときは、登録者変更や廃止届などの手続が必要です。	

3. 市役所以外で行う主な手続き

市役所以外の手続きについては、下記の施設へ直接お問い合わせください。

チェック	主な手続き	問い合わせ先	リンク先 QRコード
☐	電気・ガス・インターネットなどの名義変更・解約	各契約会社	
☐	携帯電話、固定電話の契約承継・解約	各契約会社	
☐	NHK受信料の名義変更・解約	NHKフリーダイヤル窓口 ☎0120-151515	
☐	クレジットカードの解約	各契約会社	
☐	生命保険などの請求	加入の生命保険会社など	
☐	簡易保険の請求	かんぽコールセンター ☎0120-552-950	
☐	市営住宅の名義変更・解約	摂津市営住宅管理センター ☎072-652-2521	
☐	不動産登記・相続関係	大阪法務局北大阪支局 ☎072-638-9444 (相続登記申請など)	
☐		大阪司法書士会 ☎06-6941-5351 (相続登記についての相談)	
☐	株式、投資信託などの名義変更	会社、信託銀行、証券会社など	
☐	普通自動車・二輪軽自動車（125cc超250cc以下）・二輪小型自動車（250cc超）の名義変更・廃車	近畿運輸局大阪運輸支局 ☎050-5540-2058	
☐	三輪・四輪の軽自動車の名義変更・廃車	軽自動車検査協会高槻支所 ☎050-3816-1841	

チェック	主な手続き	問い合わせ先	リンク先 QRコード
☐	運転免許証の返納	摂津警察署 ☎06-6319-1234	
☐		門真運転免許試験場 ☎06-6908-9121	
☐	厚生（共済）年金や遺族年金の請求など	日本年金機構ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165	
☐		吹田年金事務所 ☎06-6821-2401	
☐	預貯金口座などの凍結解除	各金融機関	
☐	国税（所得税など）関係の相続・申告	吹田税務署 ☎06-6330-3911	
☐	遺言書の検認・相続放棄申立	大阪家庭裁判所 ☎06-6943-5745（受付係）	
☐	外国籍の方 （特別永住者証明書・在留カード・旧外国人登録証明書の返納）	大阪出入国在留管理局 ☎06-4703-2100	

※この一覧表は、参考としてのものですので、ご自身でも今一度お確かめください。

《QRコードの読み取り方》

カメラ付き携帯電話のバーコードリーダーを起動してください。バーコードリーダーの起動方法は機種によって異なります。各社の取扱説明書、WEBサイトなどをご参照ください。バーコードリーダー起動後QRコードを読み取ると各問合せ先のサイトのURLが表示されます。クリックすることで各問合せ先のサイトにアクセスできます。

《読み取り方のコツ》

うまく読み取れない場合は、QRコードを読み取りできる設定（撮影モード）になっているか確認してください。

また、カメラとQRコードとの距離を変えたり、明るい場所で行うことで、QRコードを読み取りやすくなります。

4. 亡くなられた方の住民票の除票、戸籍謄抄本について

◆請求にかかる手数料 < 摂津市の場合 >

1 通につき

住民票の除票	戸籍謄本または 戸籍抄本	除籍謄本または 除籍抄本
3 0 0 円	4 5 0 円	7 5 0 円

◆住民票の除票

死亡に伴う手続きや官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。

請求できる方

相続人などの利害関係人です。利害関係人でなければ、亡くなられた方と同一世帯であっても利害関係人からの委任状が必要です。

請求に必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類（1ページ参照）
- ☐ 亡くなられた方と親族関係にある場合は、その関係が確認できる戸籍謄本など
- ※関係性を摂津市にある戸籍などで確認できる場合は不要です。
- ☐ 親族以外の利害関係人は利害関係人であることを確認できる書類
- ☐ 手数料

※死亡届が摂津市以外の市区町村に提出された場合は、住民票の反映に時間を要することがあります。死体火葬許可証の原本をお持ちいただければ即日発行できます。（ただし、請求できる方や請求に必要なものについては上記をご参照ください。）

※亡くなられた方の住民票の除票には、個人番号（マイナンバー）の記載はできません。

◆戸籍謄本・除籍謄本

戸籍謄本はどこの市区町村でも請求できます（広域交付）

戸籍抄本については、本籍のある市区町村で請求してください。

死亡届を提出されてから死亡事項の記載された戸籍謄本が出来上がるまで時間を要します。お急ぎの場合は本籍のある市区町村の戸籍係までご相談ください。詳しくは、次のページの「5. よくある質問」をご参照ください。

請求できる方

- ・亡くなられた方の配偶者、子、両親、孫、祖父母などの直系親族です。
※親族でも兄弟姉妹や叔父叔母、甥姪は直系親族ではありませんので直系親族の方からの委任状が必要となります
※広域交付の場合は、直系親族のみが請求できます。
- ・利害関係人
※亡くなられた方の本籍が摂津市で、摂津市役所で請求する場合のみ

請求に必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類（1ページ参照）
- ☐ 亡くなられた方と親族関係にある場合は、その関係が確認できる戸籍謄本など
- ※摂津市にある戸籍などで関係性を確認できる場合は不要です。
- ☐ 親族以外の利害関係人は利害関係人であることを確認できる書類
- ☐ 手数料

※戸籍は1通で出生から死亡まで全てのことを記されているとは限りません。どのようなことが書かれた戸籍が必要なのかを事前に提出先にご確認の上請求ください。

（例） ・ 死亡日が記載されているもの
 ・ 出生から死亡までの一連の戸籍など

5. よくある質問

Q1. 戸籍謄本と戸籍抄本の違いは？

A. 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）は、戸籍に載っている方全員の証明書です。これに対し、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）は戸籍を取得したい方のみ表示された証明書になります。

Q2. 戸籍謄本と除籍謄本の違いは？

A. 戸籍謄本は、その戸籍に現在も在籍している方がいる戸籍です。これに対し、除籍謄本は婚姻や死亡により除籍となり、その戸籍から全員が除籍になった戸籍です。

Q3. 死亡が記載された戸籍謄本はいつ取れますか？

A. 死亡届が死亡者の本籍地である摂津市に提出された場合は、提出日から約1週間ほどで請求可能となります。

死亡届が摂津市以外の市区町村に提出された場合は、受付をした市区町村が事務処理をした後、本籍地の摂津市へその情報を送信するため、さらに時間を要します。受付する市区町村によって、本籍地へ送信するまでの時間は異なりますが、死亡届提出後、約2～3週間ほどが目安です。お急ぎの場合は市民課戸籍係までご相談ください。

Q4. 摂津市に本籍がない場合でも戸籍の請求はできますか。

A. 戸籍謄本については、摂津市役所でも発行が可能です。なお、戸籍抄本は本籍地のある市区町村でのみ発行が可能です。郵送にて請求することもできます。詳しくは、本籍地のある市区町村へお問い合わせください。

Q5. 筆頭者が亡くなったのですが、筆頭者は誰になりますか？

A. 亡くなられたとしても、筆頭者（戸籍の最初に記載されている人）は今後変わりません。戸籍請求する場合の筆頭者名は、今まで通り亡くなられた方の氏名をご記入ください。

6. 委任状様式

(死亡に伴う手続き用)

見 本

委 任 状

令和 年 ○月 ○日

摂津市長 様

委任者（請求する権利のある方）

住 所 摂津市三島1丁目1番1号

氏 名 摂津 太郎

生年月日 平成 ○年 ○月 ○日

電話番号 06-00000-0000

私は、下記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

1、 証明書関係

☐住民票 ☐戸籍 ☐戸籍附票 ☐身分証明

☐印鑑（登録・廃止） ☐（ ）の交付申請について

2、 申請手続き関係

☐転入 ☐転出 ☐転居 ☐（ ）の届出について

代理人（窓口に来られる方）

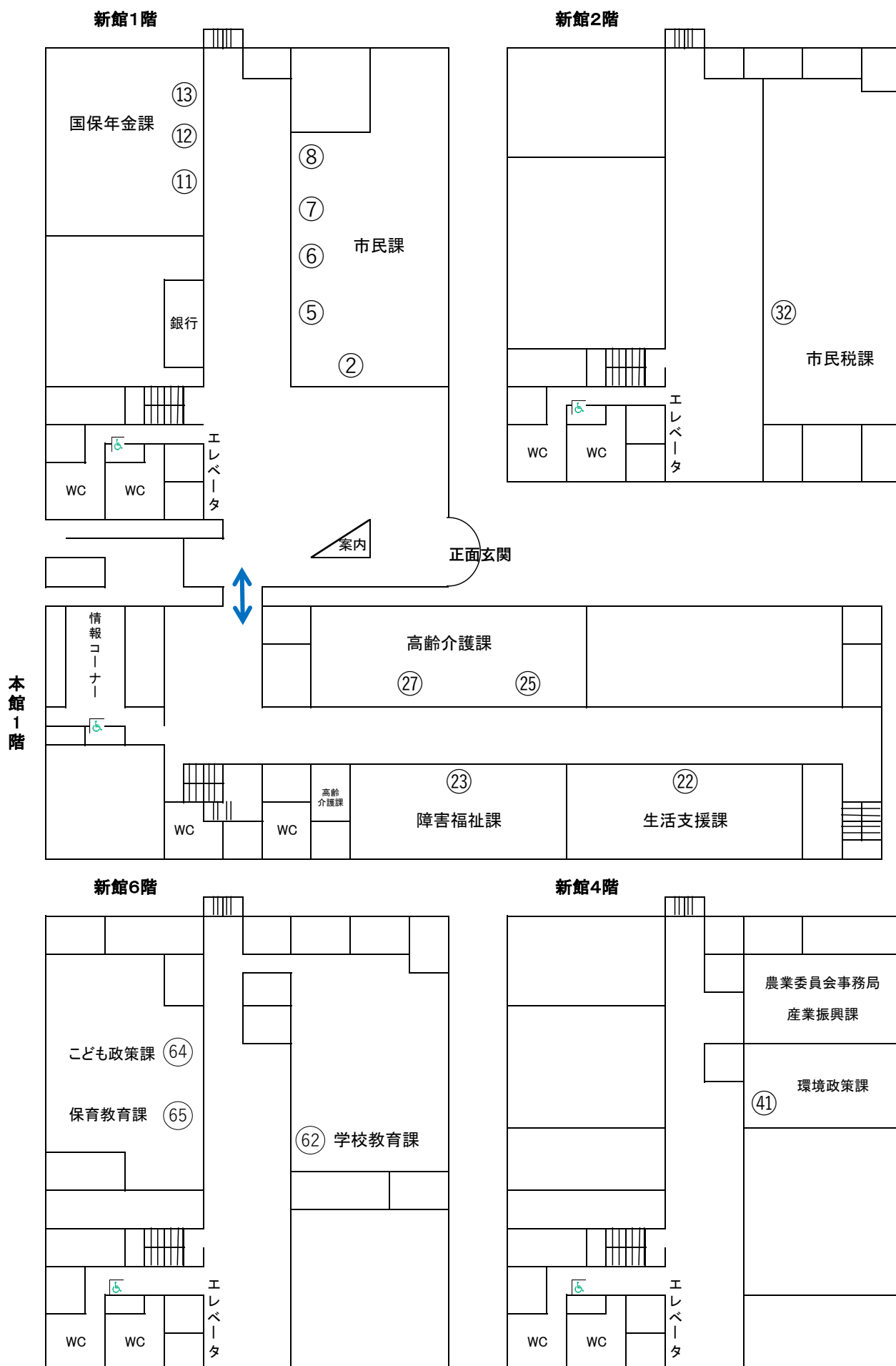
住 所 摂津市三島1丁目1番1号

氏 名 摂津 花子

《注意事項》

- ※ 委任状は、必ず委任する本人が作成してください。消せるボールペンでは書かないでください。
- ※ 委任する本人以外の方が記入されて、後日問題が発生した場合は、委任状を偽造したものとして、私文書偽造罪（刑法159条）により、刑事罰の対象となるとともに、民事上の損害賠償請求を負うことにもなりますので、ご注意ください。

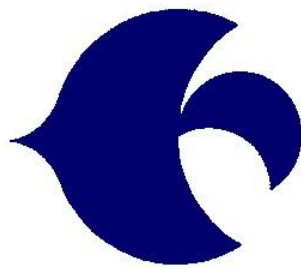
7. 庁舎案内マップ



MEMO

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing a memo. The box is defined by a thin black border and occupies the majority of the page area below the title.

死亡後の手続き一覧	担当課	窓口 番号	参照 ページ	確認欄
世帯主の変更、印鑑登録証・住民基本台帳カードの返還	市民課	⑥	P.2	
マイナンバーカード・通知カードの返還		⑤		
市営墓地承継手続き		⑧	P.10	
住民票の除票・戸籍謄抄本の請求		②	P.13	
国民健康保険の脱退、葬祭費の支給申請	国保年金課	⑬	P.3	
後期高齢者医療の脱退、葬祭費の支給申請		⑫	P.4	
国民年金の未支給年金請求		⑪		
介護保険被保険者証の返還	高齢介護課	⑳	P.5	
介護保険関係書類の送付先変更				
高額介護（予防）サービス費支給の振込先変更				
家族介護用品給付券(紙おむつ等)の返還		㉕	P.6	
家賃助成の変更、廃止				
認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワーク登録の廃止				
福祉電話、緊急通報装置、訪問理美容サービス出張費助成券、はり・きゅう・マッサージ施術費助成証明書の返還				
重度障害者医療証の返還		障害福祉課	㉓	P.7
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の返還				
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に関すること				
生活保護受給中の方	生活支援課	㉒		
原動機付自転車などの廃車・名義変更	市民税課	㉔		
児童手当・児童扶養手当に関すること	こども政策課	㉖	P.8	
子ども医療証・ひとり親家庭医療証の返還				
保育施設入園・施設等利用給付認定に関すること	保育教育課	㉗	P.9	
就学事務に関すること	学校教育課	㉚		
農地もしくは森林の相続の届出	農業委員会事務局 （産業振興課内）	新館 4階	P.10	
飼犬の登録事項変更届出	環境政策課	㉙		
浄化槽管理者変更の報告、し尿くみ取りに関すること				



大阪府摂津市役所

〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号

TEL 06-6383-1111

令和2年8月 発行

令和4年8月 改訂

令和6年4月 改訂 編集：摂津市市民課